

八王子市議会特別委員会設置基準

1 目的

特別委員会は、議会が必要と認めた場合に、その都度議会の議決でおくことができ、また議会の議決により付議された特定の事件を審査・調査するものである。この特別委員会の役割を市民に分かりやすく整理し、委員会活動を充実させるため、八王子市議会において特別委員会を設置する際の基準を定める。

2 特別委員会設置に関する協議^{※1}

「議会における特別委員会の設置に関すること」は、議会運営委員会の所管事項であるが、この基準に基づき会派代表者会において事前に調整する。

(1) 会派代表者会において事前調整する事項

- ① 「下記3」に基づく設置の判断
- ② 「下記4」に基づく付議事項の検討
- ③ 委員の人選及び正副委員長の割り振り

(2) 特別委員会設置について、議会運営委員会では本会議での議決事項を最終決定する。

3 設置の判断基準

(1) 複数の常任委員会の所管に属する重要な事件であること^{※2}

(2) 1つの常任委員会の所管に属する事件であるが、特に重要な事件、もしくは市の行政全般にわたる総合的な施策に関するものなど、特定の常任委員会の所管事項から切り離して、審査もしくは調査する必要があるもの

4 付議事項の設定^{※3}

付議事項とは、特別委員会において審査もしくは調査の対象となるもので、「議会の議決により付議された特定の事件」のことであり、以下のとおり設定する。

(1) 審査に関する特別委員会は、対象とする議案・請願を付議事項として設定する。

(2) 調査に関する特別委員会の付議事項は、調査対象を具体的に特定し定めるものとする。

なお、付議事項に関する審査権限と調査権限は、常任委員会の所管事項であっても特別委員会に移譲する。^{※4}

5 設置の提案

提案は会派代表者会で、以下のとおり行う

(1) 単独・合同の会派提案または3名以上の議員からの提案。

(2) 調査のための特別委員会の設置に限り、所管事務調査結果の意見のとりまとめとして、常任委員会からも議長を通じて提案できる。

6 設置期間

設置期間は、閉会中の委員会活動を可能とするため「審査（調査）終了まで」とするが、運用上は、原則として1年以内に本会議において報告を行う。

なお、審査・調査を終えることができない場合は、中間報告を行った後、1年を限度に期間を1回延長できるものとする。

7 その他

- (1) 予算等審査特別委員会、決算審査特別委員会については、八王子市議会決定事項のとおり取り扱う。
- (2) 「特別委員会設置基準」の策定に伴い、「特別委員会の運営について」の申し合わせ事項（平成29年5月25日会派代表者会決定）は廃止する。

【注釈】

※1 八王子市議会決定事項の変更

【現行】

- (1) 特別委員会設置に関する議会運営委員会と会派代表者会との関係

- ① 「議会における特別委員会」に関しては、議会運営委員会の所管事項となっているものの、特別委員の人選及び正副委員長の割り振りは、会派代表者会において調整する。
- ② 議員改選直後は議会運営委員会が未設置であり、この場合に限り、特別委員会の設置に関しては、すべて会派代表者会において決定する。

◆4-(1)
S49.6.4 議運決定
S49.6.12 代表者会了承



【変更後】

- (1) 特別委員会設置に関する議会運営委員会と会派代表者会との関係

「議会における特別委員会に関すること」は、議会運営委員会の所管事項となっているものの「八王子市議会の特別委員会設置基準」に基づき、会派代表者会を事前調整の場とする。

◆4-(1)
S49.6.4 議運決定
S49.6.12 代表者会了承
R2.〇.〇特委基準・ガイドライン検討会議決定
⇒R2.〇.〇会派代表者会決定

※2 複数の常任委員会をまたぐ案件

調査にあたり、一時的に他の所管部からの説明を受けるだけでは目的が達せられない場合や、議案審査にあたり、「連合審査会の開催」や「委員外議員の発言」の運用では目的が達せられない場合などが考えられる。

※3 新たな特別委員会の付議事項（特定事件）

- ① 審査：「議案・請願」を特定事件として審査するもの
- ② 調査：「〇〇〇について」を特定事件として調査するもの

※4 常任委員会には資料配付による情報提供のみとする

付議事項については、原則として常任委員会での議案審査、報告事項(所管事務調査)は行わず、資料配付による情報提供のみとする。(実質的な二重審議となるため)